

○大津市生涯学習センター条例（抜粋）

平成4年3月24日条例第2号

改正 令和6年12月23日条例第81号

（設置）

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を促進することにより市民の文化及び教養の高揚に資する等のため、生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大津市生涯学習センター

位置 大津市本丸町6番50号

（事業）

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

（1） 女性団体等への活動の支援並びに女性の自主的な学習及び活動の場の提供に関すること。

（2） プラネタリウムによる天文の学習、科学に関する展示による学習その他科学の学習の推進に関すること。

（3） 教育関係職員の研修並びに教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。

（4） 少年の健全育成及び非行防止に関すること。

（5） 視聴覚学習の推進に関すること。

（6） 生涯学習及び文化活動の情報並びに生涯学習に関する機会及び場の提供その他生涯学習の推進を図るため必要なこと。

（施設）

第4条 前条の事業を行うため、センターに次に掲げる施設を置く。

（1） 大津市女性会館

（2） 大津市科学館

（3） 大津市教育センター

（4） 大津少年センター

（5） 大津市視聴覚ライブラリー

（6） その他の施設

（職員）

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるほか、大津市女性会館、大津市科学館及び大津市視聴覚ライブラリーにそれぞれ館長その他必要な職員を、大津市教育センター及び大津少年センターにそれぞれ所長その他必要な職員を置く。

（運営協議会）

第6条 大津市科学館及び大津少年センターに、それぞれその運営に関する事項について調査、検討するため、大津市科学館運営協議会及び大津少年センター運営協議会（第6項にお

いて「運営協議会」と総称する。)を置く。

2 大津市科学館運営協議会は委員13人以内、大津少年センター運営協議会は委員12人以内をもって組織する。

3 大津市科学館運営協議会の委員は、科学館が行う事業に関して識見を有する者であって次に掲げるもの及び教育委員会が行う公募に応募した市民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 教育関係団体から選出された者

(3) 市職員

4 前項の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱し、又は公募に応募した者のうちから委員を委嘱しないことができる。

5 大津少年センター運営協議会の委員は、少年の健全育成に関して識見を有する者であって次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体から選出された者

(3) 福祉関係団体から選出された者

(4) 教育関係団体から選出された者

(5) 関係行政機関から選出された者

(6) 市職員

6 運営協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(観覧料)

第10条 大津市科学館のプラネタリウムの投影及び展示を観覧しようとする者は、別表第2に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の企画によるプラネタリウムの投影又は展示を行う場合において、これらを観覧しようとする者は、その都度市長が定める観覧料を納付しなければならない。

3 市長は、プラネタリウムの投影及び展示の観覧について、前売券を発行することができる。

(使用料及び観覧料の減免)

第11条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料及び観覧料を減免することができる。

(使用料及び観覧料の還付)

第12条 既納の使用料及び観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第2（第10条関係）

（令6条例81・全改）

1 プラネタリウムの投影の観覧料

区分		金額（1人につき1回）	
		市民	市民以外の者
個人	乳幼児	100円	100円
	高校生等	200円	350円
	一般	500円	700円
団体	乳幼児	80円	80円
	高校生等	160円	280円
	一般	400円	560円

備考

- 1 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。
- 2 この表中「乳幼児」とは、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。）就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 この表中「高校生等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校で高等学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する生徒、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する生徒及び小学校に在学する児童をいう。
- 4 この表中「一般」とは、乳幼児及び高校生等以外の者をいう。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
 - (1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
 - (2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
 - (3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 - (4) 市内に住所を有する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの
 - (5) 前各号に規定する者を介護する者（当該各号に規定する者1人につき1人に限る。）
 - (6) 乳幼児で、座席を使用しないもの

2 展示の観覧料

区分		金額（1人につき1回）	
		市民	市民以外の者
個人	高校生等	100円	150円
	一般	150円	200円
団体	高校生等	80円	120円
	一般	120円	160円

備考

- 1 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。
- 2 この表中「高校生等」とは、高等学校に在学する生徒、中学校に在学する生徒及び小学校に在学する児童をいう。
- 3 この表中「一般」とは、小学校就学の始期に達するまでの者（以下「乳幼児」という。）及び高校生等以外の者をいう。
- 4 乳幼児は、無料とする。